

飲用井戸の衛生管理

飲用井戸を設置している場合には、水の衛生確保を図るため、次のとおり施設の管理及び井戸水の水質検査を行ってください。

1 飲用井戸の管理

- (1) 飲用井戸及びその周辺には、みだりに人畜が立ち入らないようにする。
- (2) 飲用井戸及びその周辺の清潔保持に努める。

2 飲用井戸の水質検査

- (1) 飲用井戸を使い始める前に水道法に準じた水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。
- (2) 使い始めてからは、1年以内ごとに1回定期的に水質検査を行うようにする。なお、水質検査の依頼先がわからない場合には、最寄りの健康福祉センター（宇都宮市にあっては市保健所）に相談ください。

○水の色、濁り、臭気及び味に注意する。

○定期（年1回以上）に水質検査する。

・定期検査項目

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

・その他の項目

地域の特性や周辺地域の状況によって、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機溶剤などの検査項目を追加してください。

※水に異常を感じたら、使用をやめて、臨時の水質検査を受ける。

飲用井戸の衛生管理・水質検査に関する問い合わせ先

問い合わせ先	住所及び電話番号	管轄する市町
県西健康福祉センター 生活衛生課	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1 電話：0289-64-3029	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター 生活衛生課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 電話：0285-83-7220	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター 生活衛生課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 電話：0285-22-4235	栃木市、小山市、下野市、 上三川町、壬生町、野木町

県北健康福祉センター 生活衛生課	〒324-8585 大田原市本町 2-2828-4 電話：0287-22-2364	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、 塩谷町、高根沢町、那須町 那珂川町
安足健康福祉センター 生活衛生課	〒326-0032 足利市真砂町 1-1 電話：0284-41-5897	足利市、佐野市
宇都宮市保健所 生活衛生課	〒321-0974 宇都宮市竹林町 972 電話：028-626-1108	宇都宮市